

別表十七の二（一）付表三の記載の仕方

この明細書は、連結親法人が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第68条の89の2第7項（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）の規

定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載します。